

福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年6月7日)

【件名】

- 1 福祉保健部所管施設の指定管理者募集要項(案)等の概要について
(障がい福祉課、長寿社会課、子育て応援課) …… 1
- 2 「子育て王国とっとり推進条例」(仮称)の検討について
(子育て応援課) …… 別紙
- 3 平成25年度熱中症予防啓発等に係る取組について
(健康政策課) …… 11
- 4 鳥取県地域医療再生計画について
(医療政策課) …… 13
- 5 第5回看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会概要について
(医療政策課) …… 17

福祉保健部

**福祉保健部所管施設の指定管理者募集要項（案）等の概要に
ついて**

（障がい福祉課、長寿社会課、子育て応援課）

（平成25年6月7日）

福祉保健部

【対象施設一覧】

施設名	方針	所管課	参考（現在の管理者）	頁
障害者体育センター	公募	障がい福祉課	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	3
鹿野かちみ園・ 鹿野第二かちみ園	指名	”	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	5
福祉人材研修センター	指名	長寿社会課	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	7
鳥取砂丘こどもの国	公募	子育て応援課	一般財団法人 鳥取県観光事業団	9

鳥取県立障害者体育センターの指定管理者募集要項(案)の概要について

平成25年6月7日

障がい福祉課

平成26年度から県立障害者体育センター（以下、「体育センター」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、審査要項は、福祉保健部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例に基づく下記の業務。

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 体育センターの施設設備の維持管理に関する業務
- イ 体育センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他体育センターの管理運営に必要な業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金については、あらかじめ知事の承認を得て決定すること。
（開館時間については現行の開館時間を最低限確保し、利用料金については現行の額を上限とすること）
- イ 利用料金の減免については、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い行うこと。
（現行の減免事由、減免率は確保すること）
- ウ 鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報を適切に保護すること。
- エ 鳥取県情報公開条例の規定を遵守し、情報の公開を適切に行うこと。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 組織内に館長相当職（責任者）を1名任命すること。
- イ 受付業務には常時1名以上配置すること。
- ウ 消防法に規定する防火管理者を定めること。

2 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額43,595千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

なお、利用料金等と委託料の総額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

4 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年間）

5 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集の開始 | 平成25年6月下旬 |
| (2) 募集の締切 | 平成25年7月下旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成25年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年8月中旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年10月下旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、障がい福祉分野有識者（2名）、福祉保健部長（計5名）

(3) 選定基準

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) ○施設管理の基準 (施設設備の維持管理、外部委託の考え方) ○開館時間、休館日、利用料金等の設定 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○個人情報保護、情報公開等への対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料の額の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○社会的責任の遂行状況 (障害者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証) ○当該施設の管理運営状況の実績評価 (現指定管理者のみの項目：減点方式)
障害者の体育活動及び社会参加活動における体育センターの優先的な利用を確保するとともに、体育センターの利用促進を図ること。 (指定手続条例第5条第4号)	○障がい者の優先利用策の妥当性 ○障がい者の利用促進策の妥当性

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

鳥取県立鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の指定管理者審査要項(案)の概要について

平成25年6月7日

障がい福祉課

平成26年度から県立鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園（以下、「鹿野かちみ園」と総称する。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、福祉保健部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

社会福祉法人鳥取県厚生事業団（平成18年度から平成25年度までの指定管理者）

（指名理由）

当該法人は指定管理者として長年鹿野かちみ園の管理を適正に行っており、県の实地調査及び外部機関による第三者評価でも例年高評価を得ている。また、利用者の処遇の継続性の観点からも、引き続き当該法人が管理することが妥当であると認められるため。

2 指定管理者が行う業務

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例に基づく下記の業務。

(1) 指定管理者が行う業務の内容

ア 鹿野かちみ園の施設設備の維持管理に関する業務

イ 鹿野かちみ園の運営に関する業務

ウ その他鹿野かちみ園の管理運営に必要な業務

(2) 管理の基準（基本的事項）

ア 鳥取県障害者支援施設に関する条例及び同条例施行規則（以下「基準条例等」という。）で定める基準に従い、適切に管理を行うこと。

イ 鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報を適切に保護すること。

ウ 鳥取県情報公開条例の規定を遵守し、情報の公開を適切に行うこと。

(3) その他、管理上の条件等

ア 施設長相当職を1名配置すること。（施設長は常勤とするが、兼務も可とする）

イ 職員の配置は、基準条例等に定める基準に基づき算定された配置数以上を満たすこと。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 委託料

なし（なお、指定管理者は、利用料金等を基に業務を行うものとし、利用料金等の額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。）

5 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年間）

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 審査要項の送付 | 平成25年6月下旬 |
| (2) 事業計画書等の提出期限 | 平成25年7月下旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の審査） | 平成25年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年8月中旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年10月下旬（議会の議決を経て行う。） |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を審査。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、障がい福祉分野有識者（2名）、福祉保健部長（計5名）

(3) 選定基準

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ○施設管理の基準 (施設設備の維持管理、外部委託の考え方) ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法) ○個人情報保護、情報公開等への対応 ○入所者の処遇 (適切な支援計画、指導・訓練、相談援助体制、地域との交流内容、地域生活移行の支援策等) ○県立施設としての役割に対する取組姿勢 (先導的な取り組み、在宅支援のための研究・指導、処遇技術向上のための研究・指導)
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画の見通しの妥当性
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 (管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成) ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証) ○当該施設の管理運営状況の実績評価

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理者審査要項（案）の概要について

平成25年6月7日
長寿社会課

平成26年度から県立福祉人材研修センターの管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、福祉保健部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

(指名団体)

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（平成18年度から平成25年度までの指定管理者）

(指名理由)

県立福祉人材研修センターは、社会福祉に係わる人材の育成及び社会福祉を推進するための拠点として設置した施設であり、県全域の社会福祉の推進、社会福祉従事者の養成などの役割を担う当該法人が管理することで適切及び効果的な運営管理が期待できる。

当該法人による管理の実績として、積極的な会館利用の普及啓発等に努められ、施設利用者数は指定管理前と比較すると年間9,000人程度増加するなど、社会福祉の拠点として認知度のアップに貢献した。また、維持管理についても、近年の猛暑などによる冷暖房経費や施設の老朽化に伴う修繕費の増加の中、経営努力により指定管理前と比較し約2,000千円（年平均）節減した。

上記のとおり当該法人の使命、実績等を勘案し、引き続き当該法人による運営管理が妥当であると認められるため。

2 指定管理者が行う業務

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例に基づく下記の業務。

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他施設の管理運営に必要な業務

(2) 管理の基準(基本的事項)

- ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
(※なお、利用料金は現行の金額を上限とする。)
- イ 利用の許可、利用の制限は、鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例に基づいて行う。
- ウ 利用料金の減免は、指定管理者が基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。
- エ 鳥取県個人情報保護条例の規定に従い、個人情報を適切に保護すること。
- オ 鳥取県情報公開条例の規程に従い、センターの管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めること。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 組織内に館長相当職（責任者）を1名任命すること。
- イ 受付業務には常時1名以上配置すること。
- ウ 防火管理者を配置すること。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 指定の期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日〔5年間〕

5 委託料

県は、指定管理中の管理運営に必要な経費として、総額182,565千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限として、委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、その2/3以内の額を指定管理者の設ける基金に積み立て、公益事業や施設管理経費に活用する。

なお、利用料金等と委託料の額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 審査要項送付 | 平成25年6月下旬 |
| (2) 申請書の提出締切 | 平成25年7月下旬 |
| (3) 審査委員会(候補者の審査) | 平成25年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年8月中旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年10月下旬(議会の議決を経て行う。) |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、福祉関係者(2名)、福祉保健部長〔計5名〕

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) ・管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開〕 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・組織及び職員の配置等 ・法人等の財政基盤、経営基盤 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定〕 TEASの認証 ・施設の管理運営状況の実績評価

* 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の指定管理者募集要項(案)の概要について

平成25年6月7日
子育て応援課

平成26年度から県立鳥取砂丘こどもの国(以下「こどもの国」という。)の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、福祉保健部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(以下「こどもの国条例」という。)に基づく下記の業務。

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア こどもの国の施設設備の維持管理に関する業務
- イ こどもの国の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他こどもの国の管理運営に必要な業務
- エ こどもの国を利用した自然体験等に資する事業に関する業務

(2) 管理の基準(基本的事項)

- ア 開園時間、休館日、利用料金については、あらかじめ知事の承認を得て決定すること。
(開園時間については現行の開園時間を最低限確保し、利用料金については現行の額を上限とすること)
- イ 利用料金の減免については、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い行うこと。
(現行の減免事由、減免率は確保すること)
- ウ 鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報を適切に保護すること。
- エ 鳥取県情報公開条例の規定を遵守し、情報の公開を適切に行うこと。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 組織内に園長相当職(責任者)を1名任命すること。
- イ 木工工房及び砂の工房には、専門知識を有し利用者への技術指導が行える職員を各1名以上配置すること。
- ウ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成23年厚生省令第63号)に定める職員(児童の遊びを指導する者)を配置すること。
- エ キャンプ場利用期間には、管理時及び緊急時の対応が可能な職員を常時1名以上配置すること。

2 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額422,070千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限として、委託料を支払う。

なお、利用料金等と委託料の総額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合において

も、県はその差額を補填しないものとする。

4 指定期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年間）

5 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集の開始 | 平成25年6月下旬 |
| (2) 募集の締切 | 平成25年7月下旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 平成25年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 平成25年8月中旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 平成25年10月下旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、教育関係者、児童の健全育成に携わる者、福祉保健部長〔計5名〕

(3) 選定基準

選 定 基 準	審 査 項 目
施設の平等な利用を確保するの に十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させる ものであること、及びこども の国において児童の健全育 成に資する事業を実施すると ともに、こどもの国の利用促進 を図ること。 (指定手続条例第5条第2号 及びこどもの国条例第5条第 1号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策、事業の充実度等) ○施設等の管理 (施設設備の維持管理、外部委託の考え方) ○開園時間、休館日、利用料金等の設定 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○個人情報保護、情報公開等への対応 ○利用者等の要望の把握方法
管理に係る経費の効率化が図 られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料の額の多寡
管理を安定して行うために必 要な人員及び財政的基礎を有 しており、又は確保できる見込 みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、 ISO・TEASの認証) ○当該施設の管理運営状況の実績評価（現指定管理者 のみ）

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

平成 25 年度 熱中症予防啓発等に係る取組について

平成 25 年 6 月 7 日

健康政策課

本県における熱中症対策については、例年、本格的な夏を迎える前に昨年度の状況等を踏まえ、「鳥取県熱中症対策連絡会議」を開催し、本年度の取組について関係機関で情報共有し、効果的な取組を行うこととしています。

本年度第 1 回の連絡会議を開催し、早期からの熱中症予防対策をとることとしましたので、報告します。

1 第 1 回鳥取県熱中症対策連絡会議の概要 (※平成 22 年度から開催。)

○開催日時：平成 25 年 5 月 24 日 (金)

○参加機関：鳥取地方気象台、鳥取労働局、各消防局、市町村、小中学校長会、県関係部局（未来づくり推進局、危機管理局、総務部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育委員会）

アドバイザー：鳥取大学医学部附属病院救命救急センター 本間教授

○内 容：・昨年度の熱中症対策への取組について

・気温の推移と特徴等について（鳥取地方気象台より）

・関係機関の熱中症対策への取組について

・専門医からのアドバイス ※今年度より医学的見知から専門医師を招へい。

2 平成 25 年度における取組

①熱中症への早期の注意喚起を目的とした鳥取県熱中症警戒週間の発表。[新規]

②高齢者への直接的なアプローチ（対面での声かけ等）。[強化]

* 民生児童委員や見守り活動協定事業者への声かけ等依頼。 * 一般広報における「声かけ重視」の内容掲載。

③鳥取県熱中症注意月間の設置。[継続]

④鳥取県熱中症警報の発令。[継続]

〔熱中症警戒週間について〕

警報発令基準（35℃以上）に至らない気温でも熱中症搬送者が発生している状況を踏まえ、今年度から新たに「熱中症警戒週間」を発表することにより、早期の予防対策を強化する。

* 発表基準…原則毎週金曜日に、気象庁の週間予報における向こう 1 週間の予想最高気温 30℃（真夏日）以上の日が 5 日以上予測された場合、1 週間単位で発表する。

〔熱中症注意月間について〕

期間を 5 月から 9 月とし、期間中は関係機関と連携して、あらゆる媒体を通じて重点的に熱中症の予防啓発を行う。

〔熱中症警報について〕

熱中症発生の危険性が高くなる高い気温（35℃以上：猛暑日）が予想される場合、熱中症警報を発令し、県民に一層の注意喚起を行う。

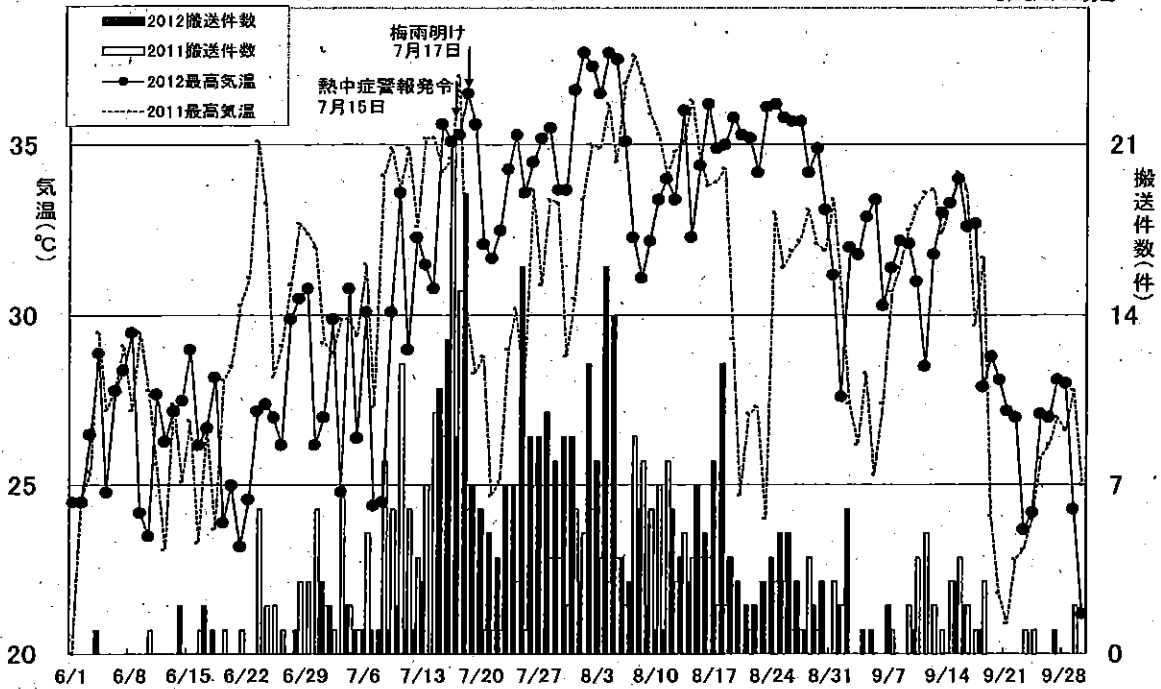
* 発令基準…鳥取地方気象台が鳥取県に「高温注意情報※」を発表した際、1 日単位で発令。

※高温注意情報とは、翌日又は当日の最高気温が概ね 35℃以上になることが予想される場合に発表

<参考> 平成 24 年度の熱中症警報発令回数：計 37 回

【参考】 平成 24 年度熱中症発生状況まとめ (H24. 6. 1~9. 30)

平成24年夏期 鳥取の最高気温と県内の熱中症搬送件数 2012/9/30現在



<結果>

○搬送者数は 359 名であり、昨年度 317 名に比べ 42 名増加した。

○死亡 2 事例 (計 3 名)

4 月 28 日 倉吉市 70 歳代男性、80 歳代女性、7 月 28 日 境港市 70 歳代女性

○搬送者中、高齢者 (65 歳以上) の占める割合は約 50%、次いで成人が約 36%であった。

○症例別では、重症が 7 名、中等症が 157 名軽症が 192 名であった。

鳥取県地域医療再生計画について

平成25年6月7日
医療政策課

国の平成24年度補正予算に計上された地域医療再生臨時特例交付金の拡充(国予算500億円)により、各都道府県は、現在の地域医療再生計画を見直して新たな計画を策定し、地域医療再生基金を積み増しすることとなっていますが、この度、これまでに策定した1次・2次の計画を見直した計画(案)を作成し、国へ報告しました。

【概要】

国から示された地域医療再生基金の積み増しにかかる新たな制度の概要は、以下のとおりです。

1 趣旨

これまでの交付金により設置された地域医療再生基金の不足分を補うことを目的として、全都道府県に交付金を交付し、都道府県は地域医療再生計画を策定し、必要な事業を行う。

2 計画の策定

- ・計画の期間は平成25年度末までとする。
- ・ただし、平成25年度末までに開始する事業において、翌年度以降へ継続させなければ予め設定された目標が達成されないと見込まれる場合には、平成27年度まで事業を繰り越すことが可能である。また、これまでに県が策定した計画においても同様の扱いとする。(施設整備については事業完了まで可能)
- ・これまでの計画に計上している事業のうち、継続が必要な事業についても、今回の積み増し分の対象として差し支えない。(平成26～27年度分の所要額を計上)

3 計画の内容

次のような内容を盛り込むこと。ただし、(1)～(5)の内容については必ず検討すること。

- (1) 津波対策に必要となる医療機関の施設整備費(高台への移転新築、自家発電装置の上層階への設置等)
- (2) 医学部の地域枠定員の増員に伴い必要となる修学資金の貸与事業
- (3) 寄附講座の設置による地域における医師確保対策
- (4) 介護と連携した在宅医療体制を整備する在宅医療推進事業
- (5) 在宅医療連携体制の先進事例を県内全域に普及するための伝達研修等の開催
- (6) 震災後の労務費等の建設コスト高騰への対応
- (7) 東日本大震災等これまでの計画の策定時からの状況の変化に伴い必要となる新たな取組等

4 交付の条件

- (1) 医師確保対策及び在宅医療の推進に係る事業内容を盛り込むこと。
- (2) 計画に係る基金の充当額は、各県15億円以内で作成すること(国全体の予算額は500億円)。また、(1)に係る基金の充当額は5億円以内とすること。
→ なお、都道府県の作成する地域医療再生計画案の基金投入金額の合計が500億円を超える場合には、各都道府県が作成した計画内容の優先性や必要性等を考慮し予算の範囲内で交付予定額が内示される予定。
- (3) 施設・設備整備事業については、基金に加え県費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい。

5 スケジュール

- 2月28日 厚生労働省が当該基金にかかる通知発出
→ 各都道府県において地域医療再生計画案の策定開始
- 4月2日 医師確保、在宅医療、災害対策等に係る新たな事業の要望調査
～15日
- 5月14日 地域医療対策協議会
- 5月28日 医療審議会
- 5月30日 国へ計画(案)を提出(提出期限:5月31日)
- 6月～7月頃 国の計画審査
- 7月頃 国から交付額内示、計画の確定
- 8月上旬 国への当該基金の交付申請
- 8月中旬 国からの交付決定

見直し後の地域医療再生計画（案）について

医療政策課

【見直し後の計画（案）に盛り込んだ内容】

項 目	事 業 内 容
1 医師確保・在宅医療の推進（必須） ○医師確保 H25年度着手という条件に鑑み、鳥取大学医学部の寄附講座並びに既存奨学金のH26、27年度及びH25開始の新規奨学金のH25～H27の安定的継続実施に向けた財源確保を中心に構成。 ○在宅医療の推進 医療・介護にまたがる様々な支援を実施する医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャーなどの協働の支援のため、連携研修、住民への普及啓発を行う事業など、在宅医療推進のための事業について、医療機関、市町村等が実施する。	基金充当額：47.5百万円（5億円が上限） ○医師確保：38.5百万円 ・鳥取大学医学部の寄附講座（H26、H27分）61百万円 ・臨時特例医師確保対策奨学金（H25～H27分）324百万円 ○在宅医療の推進：9.0百万円 ・在宅医療連携拠点事業（H25分）55百万円 ・在宅医療推進事業（H25分）35百万円
2 災害時の医療確保 医療機関の東日本大震災以後の防災意識の高まりにより必要となった整備を支援し、災害時の医療体制の充実を図る。	基金充当額：92.6百万円 ○医療機関の自家発電装置等の充実：33.9百万円 ○医療機関等の衛星携帯電話整備：2.1百万円 ○広域搬送拠点医療施設の整備：17.2百万円 ○被ばく医療対策：39.4百万円 ※いずれもH25分
3 その他一次・二次計画等策定後の事情により必要となった事業 上記1及び2以外の事業で、一次・二次計画の各事業の計画額を超過して特に事業実施が必要な「看護師確保」につながるものを優先して実施する。	基金充当額：9.9百万円 ○看護師養成の充実に向けた施設・設備整備等への支援：9.9百万円（H25分）
合 計	基金充当額：15億円（15億円が上限）

【参考】地域医療再生計画の概要

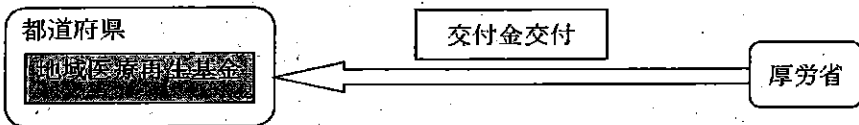
救急医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県が策定する計画（地域医療再生計画）に基づく都道府県の取組を支援

計画

- 複数年度（25年度末まで）にわたる取組を支援。
※施設整備については25年度末までに着工すれば可。
- 県ごとに、地域の実情に応じて、自由に事業を決定。
 - ・施設・設備整備費、運営費ともに使用可能。
 - ・県全体で実施した方が効果的な事業（医師確保事業等）は、県全体を対象とすることも可能。

経費

- 補助率は設定しておらず、県に一律に新たな負担は求めない。
- 新規・拡充ならば、国庫補助事業の地方負担分への充当も可能。



＜一次計画分＞
 ○国の平成21年度補正予算計上
 総額 2,350億円
 （25億円×94地域（各都道府県2地域））
 ○計画の対象地域は、三次医療圏が基本。
 ただし、周辺の地域を含めるなど、柔軟な設定が可能
 ⇒鳥取県は東部（中部）地域25億円、西部地域25億円の計50億円

＜二次計画分＞
 ○国の平成22年度補正予算計上
 総額 2,100億円
 （15億円×52地域、加算額1,320億円）
 ○計画の対象地域は、都道府県単位（三次医療圏）※一次、二次医療圏を含む広域医療圏
 ⇒鳥取県は31.6億円

項目	地域医療再生計画（一次計画分）	地域医療再生計画（二次計画分）
1 医師・看護師の確保	1.6億円 【主な事業】 ・鳥取大学医学部への寄附講座開設 ・医師確保対策奨学金（定員増等） ・医療クラーク採用への支援 ・研修用医用機器整備への支援 ・看護師養成所定員増への支援 等	1億円 【主な事業】 ・鳥取大学定員増（2人）のための奨学金 ・看護教員の育成及び看護師の継続就労についての研究 ・看護師確保対策奨学金
2 医療連携体制の充実	1.8億円 【主な事業】 ・地域連携クリティカルパスの作成 ・4疾病6事業の研修への支援 ・ITを活用した地域連携システム構築への支援 ・県民への適正受診の啓発 等	7.6億円 【主な事業】 ・東部医療圏の病院の役割分担に伴う施設整備 ・急性期病院からの移行患者の受入れ促進に伴う整備（回復期・慢性期の病院、重症心身障害児施設等） ・へき地医療の充実 等
3 救急医療体制の充実	1.6億円 【主な事業】 ・ヘリコプターを活用した体制整備 ・鳥取救命救急センター整備への支援 ・西部急患診療所整備への支援 ・地域で連携役割分担した医療機器等の整備 ・感染症センター整備への支援 ・腎センター整備への支援 等	1.7億円 【主な事業】 ・救命救急センターの強化 ・中部の救急医療体制の強化 ・ドクターカーの整備 ・周産期母子医療センターの充実 ・米子市内への感染症病床等の整備 ・災害医療体制の充実（自家発電等の充実、DMAT車両、情報伝達手段等） ・腎センターの整備 等
4 がん対策の充実	【主な事業】 ・地域連携クリティカルパスの作成[がん] ・4疾病6事業の研修への支援[がん] ・地域で連携役割分担した医療機器等の整備[緩和ケア病棟、ライナック等] 等	6億円 【主な事業】 ・がん診療機器の整備（放射線治療装置等） ・がん検診機器等の整備 ・白血病治療の骨髄移植に必要な無菌室整備 ・県内のがん患者の実態把握（がん登録体制の充実）等
計	50億円	31.6億円

第5回看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会概要について

平成25年6月7日

医療政策課

「看護師養成の抜本的拡充に向けての検討会」第5回会議を5月30日に開催しましたので、その概要を報告します。

1 看護師養成機関に関するニーズ調査の結果報告

(1) 高校生編

<調査概要>

- ・調査対象：鳥取県：全高等学校（全31校）の1・2年生の半数程度
岡山県、島根県、兵庫県：鳥取県に隣接する地域の高等学校（計34校）の1・2年生の各学年2クラス程度
- ・回収状況：12,300人を対象に調査表を配布し、7,215人から回収（回収率78.5%）
うち本県の状況＝5,500人を対象に調査表を配布し、4,544人から回収（回収率82.6%）

<調査結果>

- ・進学希望者のうち、看護学への進学を第一希望とする者：10.1% 第二希望とする者：5.3%
- ・構想中の看護専門学校に対して、進学希望者の18.9%が興味・関心を持ち、12.9%が何らかの進学意向を持つ。推計進学意向者数は県内で101名、全域では142名となり、一定の潜在的ニーズが推計される。
- ・構想中の看護大学に対して、進学希望者の16.5%が興味・関心を持ち、11.6%が何らかの進学意向を持つ。推計進学意向者数は県内で103名、全域では188名となり、一定の潜在的ニーズが推計される。
- ・調査会社のコメント：構想中の学校の情報が少ない中、これだけの人数が進学を希望したり検討しているということはニーズとして高いと判断できる。

<今後の課題>

- ・構想中の看護専門学校、看護大学ともに、特徴、学びの内容、設置の趣旨等が十分に学生に伝わっていない可能性が推測され、この点に課題がある。

(2) 高校進路指導者編

<調査概要>

- ・調査対象：鳥取県の全高等学校（全31校）及び岡山県、島根県、兵庫県の鳥取県に隣接する地域の高等学校（計34校）に在籍する進路指導担当者
- ・回収状況：65校を対象に調査表を配布し、33校から回収（回収率59.6%）

<調査結果>

- ・鳥取県を進学先に選択する割合は24.2%
- ・構想中の看護専門学校への進学見込み数は141名、看護大学への進学見込み数は110名で、両校とも進学先として、一定のニーズが見込める。

(3) 事業所編

<調査概要>

- ・調査対象：鳥取県の病院、診療所、訪問看護ステーション等看護職員を雇用している事業所
- ・回収状況：641事業所を対象に調査表を配布し、276事業所から回収（回収率43.0%）

<調査結果>

- ・程度の差はあるが、48.2%の事業所で看護師が不足している。
- ・構想中の看護専門学校については86.5%の事業所が設置に何らかの必要性を感じ、67%の事業所が卒業生の採用意向を持つ。
- ・構想中の看護大学については73.9%の事業所が設置に何らかの必要性を感じ、53.2%の事業所が卒業生の採用意向を持つ。

2 新たな看護師養成所設置の取組状況

(1) 鳥取市医療看護専門学校（仮称）の取組状況

①鳥取市医療看護専門学校（仮称）の概要（学校法人大阪滋慶学園より説明）

- ・設置予定学科：看護師入学定員は一学年80名×3年＝240名、理学療法士は一学年40名×3年＝120名、作業療法士は一学年40名×3年＝120名、言語聴覚士（大卒対象）は一学年40名×2年＝80名。
- ・看護学科の初年度の学費は100万円程度
- ・建物概要：敷地面積が約1,500㎡、延べ面積が約6,500㎡、鉄骨6階建て、総事業費は約10億円（予定）
- ・実習先の確保状況：必要単位数に対して90%を確保。今後引き続き、専門のスタッフを配置し、充足させる。
- ・教員の確保状況：地元採用及び学校法人の鳥取県出身者のうち、鳥取県に帰る意向のある人等を中心に調整中。

②学校設置地の決定について（鳥取市より説明）

- ・設置場所：鳥取市東品治町、鳥取駅前前の県有地
- ・公共交通の結節地であり、学生、教員の利便性が高い。また、駅周辺を拠点とした看護・医療系学生による介護予防、生活習慣病予防等の地域貢献活動が期待。市の担当部局（中央保健センター）も近接地にあり、密接な連携が可能。
- ・現在鳥取県と用地の取得に向けて交渉中。
- ・施設整備に対し、鳥取市は支援を考えている。鳥取県にも支援をお願いしたい。

(2) 鳥取看護大学の取組状況（学校法人藤田学院より説明）

- ・設置場所：鳥取短期大学内。約6,200㎡の5階建ての建物。
- ・入学定員は一学年80名×4年＝320名の看護学部看護学科単科の4年制大学
- ・ビジョン：①4年制の高度な専門知識・技能に加えて豊かな人間性をじっくり育みたい。②地域・在宅医療に関わる看護師を育みたい。③山陰とりわけ鳥取県で仕事をすることに誇りを持つ看護師を育みたい。
- ・実習先の確保状況：必要単位数に対して83.3%を確保。鳥取県全体の鳥取看護大学でありたいと考えたため、全県で実習先を選定。引き続き、病院回りをし、充足させる。
- ・教員の確保状況：県看護連盟の協力により、看護系教員候補者リストを作成し、順次交渉中。

(3) 主な意見

- ・実習に際しては、実習科目の狙いに合わせ、どういう施設が適するかといった観点で確保をすることが必要。
- ・今回の検証によって、看護学校、看護大学の受験生が十分確保されるであろうという感想を持った。開校までに2年間あるので、しっかりした教員体制ができて、立派な看護師が育ち、鳥取県の看護が充実するように、全県が協力していただきたい。
- ・県は看護教育がこれからどうあるべきか、ということをもよく考えて、看護教育に対する支援策を充実させて欲しい。
- ・県内の高校生は看護方面に進学したくても、県内のキャパが限られていて、県外に出ざるを得ず、そのまま県外にとどまってしまう事例がある。県内の高校生を養成して県内で就職していただくことが大切。

【参 考】

1 検討会の設置の目的

看護師不足の中、県東部において看護師養成の専門学校、中部において看護大学の新設の動きがあることから、これらを実現するための支援策等、看護師養成の抜本的拡充について検討する。

2 検討内容

- (1) 看護師養成の現状と課題
- (2) 今後必要な看護師（看護師数、看護師像）
- (3) 養成の拡充方策に係る課題と対応
- (4) その他、看護師養成拡充に関し必要な事項

3 検討会のスケジュール

	開 催 日	検 討 内 容
第1回	H24年11月6日	●県内の新たな看護師養成の動き ●看護師養成の現状 ●県内の看護職員の需給と将来見通し
第2回	H25年1月8日	●看護師不足の現状等 ●看護師養成所の課題等
第3回	H25年3月27日	●新たな看護師養成所設置の取組状況 ・鳥取市及び学校法人藤田学院の取り組み
第4回	H25年4月27日	●鳥取市からの報告 ・鳥取市医療看護専門学校（仮）の設置候補地等 ●看護師養成機関に関するニーズ調査の速報概要 ●鳥取県看護職員実習指導者養成講習会実施要項（案）等
第5回	H25年5月30日	●看護師養成機関に関するニーズ調査結果 ●鳥取市医療看護専門学校（仮）の取組状況について ●鳥取看護大学の取組状況について
第6回	H25年6月下旬～ 7月上旬	○最終的な提言のとりまとめ ○課題についての支援策

4 委員名簿 (19名)

(平成25年5月現在)

区分	所 属	職 名	氏 名	備 考
医 療 関 係 団 体	鳥取県医師会	県医師会長	岡本公男	検討会座長
	鳥取県病院協会	協会長	野島丈夫	野島病院総院長
	鳥取赤十字病院	院長	福島 明	
	鳥取県看護協会	会長	虎井佐恵子	
病院	清水病院	看護師	萬場貴美子	
	鳥取市立病院	看護部長	竹内いずみ	
福祉施設	鳥取県老人保健施設協会	副会長	田中 彰	医療法人賛幸会理事長 (介護老人保健施設はまゆう)
	鳥取県老人福祉施設協議会	会長	土井政史	特別養護老人ホーム 博愛苑施設長
看 護 師 養 成 校	鳥取大学医学部保健学科	教授	広岡保明	
	鳥取看護専門学校	校長	日野理彦	県立中央病院院長
	倉吉総合看護専門学校	副校長	會見加代子	
	倉吉看護高等専修学校	設置者代表	池田宣之	中部医師会長
教育関係	県教育委員会事務局	参事監兼高等 学校課長	山根孝正	
地 元 自 治 体	鳥取市	副市長	深澤義彦	
	倉吉市企画振興部	部長	片山暢博	
地 域 住 民 代 表	鳥取県PTA協議会	副会長	増田裕子	倉吉市中学校PTA連合会
	鳥取県連合婦人会	会長	田中朝子	
	鳥取県中小企業団体中央会	会長	常田禮孝	
	倉吉商工会議所	会頭	倉都祥行	